

ハラスメント防止対策に関する基本方針

鷹栖共生会

(基本的考え方)

1. 鷹栖共生会は、障がい者に対してより良いサービスを提供するために、職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止するために、本方針を定めることとする。
2. 本方針におけるハラスメントとは、下記を言う。

職場	<p>(1) パワーハラスメント (上司から部下へのハラスメント、部下から上司へのハラスメント、同僚へのハラスメントの全てをさす。) 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体的な攻撃（暴行・障害） ②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言・業務上必要な範囲で行われる適正な業務指示に従わないこと） ③人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視） ④過小な要求（仕事を与えない、又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる） ⑤過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害） ⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること） ⑦人格の否定（業務上必要な指示・相談を無視すること） <p>(2) セクシャルハラスメント</p> <ol style="list-style-type: none"> ①性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど） ②性的な行動（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど）
支援現場	<p>利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさす。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる (2)精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）例：大声を出す、理不尽な要求をする (3)セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(職場におけるハラスメント対策)

3. 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記2に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。
 - (1) 円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。
 - (2) 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
4. ハラスメント防止のために、年1回は本基本指針を徹底するなど職員への周知を行う。

5. ハラスメントの相談窓口を各事業所に設置することとし、施設長が窓口を担当する。
- (1) ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。
 - (2) ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。
 - (3) ハラスメントの判断や対応は、施設長会議で検討する。

(現場におけるハラスメント対策)

6. 職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け、次の対策を行う。
- (1) 下記の点をサービス利用者・家族に周知する。
 - ① 事業所が行うサービスの範囲及び費用
 - ② 職員に対する金品の心づけのお断り
 - ③ サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に事務局長に連絡いただくこと
 - ④ 職員へのハラスメントを行わないこと
 7. 利用者・家族から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、施設長に報告・相談を行う。
 8. 施設長は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、施設長会議で報告・検討を行い必要な対応を行う。
 9. 事務局長は施設長会議での報告・検討内容から必要に応じ第三者委員会に報告を行う。

(職員研修)

10. 下記の事項について、入職時及び年1回職員会議等を通じて職員に周知する。
- ① 本基本指針
 - ② サービスの内容
 - ・ 契約書や重要事項説明書の利用者への説明
 - ・ 制度や契約の内容を超えたサービスは提供できないこと
 - ・ 利用者に対し説明をしたものの、十分に理解されていない場合の対応
 - ・ 金品などの心づけのお断り
 - ③ 利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること
 - ④ ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること
 - ⑤ その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること、その場合には速やかに報告・相談すること